

# 歯科についてのご案内

社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会  
愛知県三河青い鳥医療療育センター  
2025.5.1現在

当センターでは下記事項について届出を行い、適合している主な施設基準と具体的な取り組みについてご紹介します。

## ◇ 患者さんと協力してお口の病気の継続的管理に努めています

(歯科疾患管理料)

## ◇ 義歯を6ヶ月再作製できない取り扱い

入れ歯(同一の物)を新しく作った後、6ヶ月間は新たに作り直すことはできません。  
他院で作った入れ歯についても同様です。紛失等のないようご注意下さい。

## ◇ 歯科点数表の初診料の注1に係る基準

当院では職員への研修、歯科医療機器などの患者ごとの交換、洗浄・滅菌の徹底など院内感染防止のための対策を講じています。

## ◇ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

職員の賃金の改善を行い、働きやすい職場の環境づくりに努めています。

## ◇ 歯科外来診療医療安全対策加算(1)

当院では歯科外来診療に係る医療安全対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・機器を有しています。
- ・自動体外式除細動器(AED)を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。

緊急時連携病院：当センター 医科診療科 電話番号： 0564-64-7980

## ◇ 歯科外来診療感染対策加算(1)

当院では歯科外来診療に係る院内感染防止対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な感染対策を講じています。
- ・院内感染対策に関する指針を備えています。

## ◇ クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。